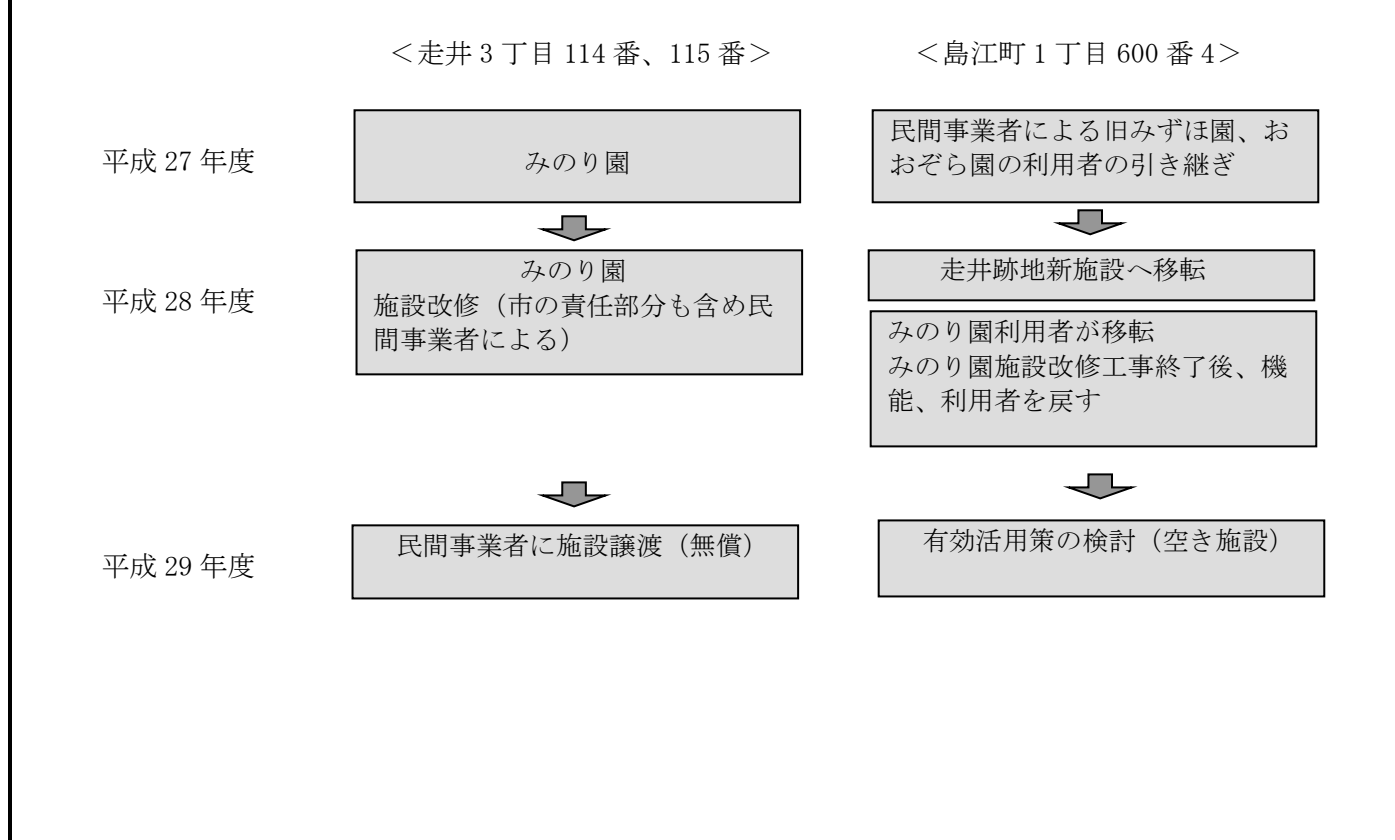


50 みのり園 有効活用アクションプラン

担当部局：健康福祉部 障害福祉課

■有効活用方策 概要

- ・民間事業者によるサービスが充実してきた状況や施設の老朽化、行政に求められる新たな障害福祉課題への対応の必要性等を踏まえ、市立施設による障害福祉サービスに外部活力を導入する。
- ・廃止後の建物は民間事業者に譲渡（無償）し、土地は定期借地権により貸し付ける。
- ・重度障害者への支援に適した整備を行う必要があるため、民間事業者により施設改修を行う。



■施設の現状と課題、見直しに至る背景

みのり園（走井 3 丁目 5 番 32 号）				
建 物	建築年月	1987 年 3 月	耐震性能	新耐震
	構造、面積	SRC 造（地上 4 階）1, 198. 95 m ² ほか 3 棟、計 1, 235. 63 m ²		
	所有者	豊中市		
土 地	用途地域	準工業地域		
	敷地面積	1, 632. 00 m ²		
	所有者	豊中市		

課題 見直しに至る背景等	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 62 年（1987 年）知的障害者通所更生施設として市が設置 ・平成 18 年（2006 年）の障害者自立支援法の施行に伴い民間事業所が参入できるようになったが、本市において民間事業者が依然少ない状況のなか、重度の知的障害者が日中通所する生活介護施設としての役割を担ってきた。 ・平成 23 年度の公立障害者施設の見直しにより、「みのり園」は重度の知的障害者のセーフティネット機能を担う公立施設として位置づけた。 ・しかしながらこの間、市内の民間の生活介護事業所における重度障害者の受入れも進み、一定の環境整備を整えることでみのり園利用者の支援を行うことが可能と判断できる状況となった。 ・サービスへの需要は依然として高いことから、本施設の機能については民間の社会福祉法人において引き続き維持されることが必要である。
関連する計画・条例等	みのり園条例、同条例施行規則

■新施設の概要

建物	(全項目)	旧施設に同じ
土地	(全項目)	旧施設に同じ
機能		旧施設に同じ
その他		民間事業者によるバリアフリー化、個室化、防音化等の環境改善、運営を前提にした改修

■スケジュール

年度	取り組み概要
H27	<ul style="list-style-type: none"> ・附属機関に現状の課題等を報告（H27 年 6 月） ・附属機関に方向性（外部活力の導入）について報告（H27 年 9 月） ・政策会議において市特定事業として今後の方向性と運営手法等について報告（H27 年 10 月） ・附属機関に方向性と運営手法等について報告（H27 年 12 月） ・パブリックコメントを実施（H28 年 2 月） ・廃止条例の提案（H28 年 3 月）
H28	<ul style="list-style-type: none"> ・附属機関の審査に基づく施設譲渡先の選定
H29	<ul style="list-style-type: none"> ・民間による運営の開始（4 月～）

■アクションプランの策定・更新等の履歴

年月	履歴等
H28 年 2 月	策定
H29 年 3 月	更新（有効活用方策 概要の更新） 平成 28 年度完了